

令和6年度 指定管理業務 実績評価シート

基本様式

作成年月日

令和7年6月23日

部課名

福祉部障がい福祉課

施設名	弘前市弥生学園
施設の設置目的	主に知的障がいのある児童を入所させ、保護するとともに、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行い、また、主に知的障がいのある人に対しその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むための支援を行うことで、障がい児・者の福祉の増進を図る。
所在地	弘前市大字中別所字平山140番地1
指定管理者名	社会福祉法人弘前草右会
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日

1 事業計画の実施状況

運営の基本方針に基づく年間行事、職員の研修参加など工夫されているとともに、利用者の健康診断、療育相談を行うほか、地域の防災協力委員と連携した防災訓練等の実施や不審者対策訓練を実施するなど、利用者の健康・安全確保のために取り組んでいることから、概ね適正に実施されていることが確認できる。

2 自主事業の実施状況

自主事業は実施されていない。

3 市民サービス向上のための取組状況

利用者が満足感を得られるようにするために「職員の対応」が一番と考え、職員研修体制を充実したほか、利用者の立場・気持ちになって優しく細やかな気配りで施設運営等を実施している。さらに、「サービス向上委員会」「人権擁護委員会」「個人情報管理委員会」「安全環境委員会」の設置、また地域の代表者や障がい児・者に理解及び専門的な知識を有する方々に、運営委員を委嘱し施設運営等の適正に努めている。

4 市民ニーズの把握の実施状況

年1回利用者の保護者を対象としたアンケートを実施し、ニーズの把握に努めている。アンケートは令和7年2月5日から2月28日の期間で実施。

5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）

令和7年3月31日現在 障がい児5人 障がい者25人 合計30人

令和6年度延べ入所者 障がい児60人 障がい者 302人 合計362人

6 指定管理業務の収支状況

指定管理料内での施設運営に努めており、継続的に安定したサービスを提供できる体制が整っている。

7 実地調査の結果

施設運営については良好である。施設管理については、施設及び設備の計画的な修繕及び更新が重要であり、今後も日常点検及び各法定点検を確実に行う必要がある。

8 成果指標の達成度

障がい児・者入所施設という施設特性を考慮し、設定していない。

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	法令等の遵守、職員の配置・研修、利用者ニーズの把握など、概ね適正に実施できた。	利用者や保護者の意見等を踏まえ、可能な範囲で利用者のサービス向上に努めたい。
施設の管理	B	利用者の安心・安全を最優先に施設管理を行うことができた。	施設の修繕に関しては、利用者の安全を最優先に考え、市と協議の上、実施していきたい。
経理の状況	B	帳票等の整備、収支状況等、適切に行われた。	利用者の不便が無いよう配慮しながら、引き続き経費削減に努めていきたい。
団体の財務状況	B	概ね良好である。	引き続き良好な状態を保ちたい。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	事業計画、運営の基本方針に基づき施設運営は適正に行われている。	引き続き支援内容の充実及び質の向上に努めていただく。
施設の管理	B	利用者の安全確保を最優先に、保守点検や清掃業務等実施されており、良好な生活環境が保たれている。	経年劣化のため修繕箇所が増えていることもあり、積極的に市と協議を行うなど適正な管理に努めていただく。
経理の状況	B	帳票等の整備、経理区分、収支状況等適正に実施されている。	施設維持管理費については、突発的な対応を想定しながら、計画的な支出に努めていただく。
団体の財務状況	B	指定管理料内での運営に努めており、安定的な経理基盤を有し、適正なものとなっている。	今後も安定した財務状況の維持に努めていただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する